（受検票の交付）

第六条　国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び検定の免除を受ける資格）があると認めた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

（検定の合格の通知）

第七条　国土交通大臣又は指定試験機関は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、書面でその旨を通知するものとする。

（合格証明書の交付）

第八条の二　建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条第五項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（合格証明書の再交付申請）

第十一条　法第二十七条第六項の規定により合格証明書の再交付を申請しようとする者は、様式第八号による技術検定合格証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

別表第一（第一条関係）

種目	検定区分	検定科目	検定基準
建設機械施工管理	第一次検定	土木工学	1　建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2　建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。
		（略）	
建設機械施工法			1　監理技術者補佐（法第二十六条第三項ただし書に規定する監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2　監理技術者補佐として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。

（受検票の交付）

第六条　国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び試験の免除を受ける資格）があると認めた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十八条の規定により学科試験及び実地試験の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

（試験の合格の通知）

第七条　国土交通大臣又は指定試験機関は、技術検定の学科試験又は実地試験に合格した者に、書面でその旨を通知するものとする。

（合格証明書の交付）

第八条の二　建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（合格証明書の再交付申請）

第十一条　法第二十七条第四項の規定により合格証明書の再交付を申請しようとする者は、様式第八号による技術検定合格証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

別表第一（第一条関係）

種目	試験区分	一級技術検定試験科目	一級技術検定試験基準
建設機械施工	学科試験	土木工学	1　建設機械による建設工事の施工に必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2　設計図書に関する一般的な知識を有すること。
		（略）	
建設機械施工法			1　建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2　建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 3　建設機械による建設工事の施工の経費の積算に関する一般的な知識を有すること。 4　建設機械による建設工事の施工の計画、運営及び管理に関する一般的な知識を有すること。